

業務提携契約書

株式会社Pioneerwork(以下「甲」という)と、●●(以下「乙」という)とは、次のとおり業務提携契約を締結する。

第1条 目的

本業務提携契約(以下「本契約」という)は、甲及び別紙1に記載のEarth Hopperサービス(以下「パス」という)における参加スノーリゾート／スキー場等(第4条第2項で定義される。以下同じ)である乙が、相互の協力のもと、パスを実施していくにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 業務内容、分担

1、甲乙はパスの実施にあたり、相互の利益を実現するため、パスの企画、宣伝、販売、実施方法等を合意し、それぞれ、次の各号に掲げる業務・役割を遂行するものとする。

(甲)

- (1) パスの企画・運営
- (2) 参加スノーリゾート／スキー場等の募集
- (3) 販売、業務実施ウェブシステムの作成
- (4) 外部パートナー企業と連携した販促活動
- (5) 参加スノーリゾート／スキー場等の受付での運用に関するマニュアルの制作とその内容の説明
- (6) 本契約で定める方法による清算と支払いに関する業務
- (7) パスに関する企画やパスに関する利用者からの問い合わせの対応業務(有効期限、使用可能スノーリゾート／スキー場等、チケットの購入に関する事、申込み方法、発券方法等)
- (8) 甲乙が合意した内容のアクティビティ・その他スノーリゾート／スキー場等の周辺施設利用に係る割引券の発行
- (9) その他甲乙が合意した業務
- (10) 前各号に関連する業務

(乙)

(1) 自社メディア(ウェブサイト・SNS・ニュースレター等)でのパスの告知

※告知の回数や時期、内容その他告知の方法に関して、甲は、パスに係る商品の販売開始の1ヶ月前までに指示をするものとし、乙はこれに従うものとする。

(2) 現地でのレンタル受付、パスの利用者が受付当日に使用するレンタル商品の引渡し。

(3) 甲乙が合意した内容のアクティビティ・その他スノーリゾート／スキー場等の周辺施設利用に係る割引券の利用への対応

(4) その他甲乙が合意した業務

(5) 前各号に関連する業務

2、前項各号に定める業務内容・方法・日程・役割等は、甲乙協議し、その詳細を決定する。

3、甲及び乙は、乙が、本業務提携契約書別紙1第5項の商品のうち、商品2について対応することを確認する。新規商品追加される場合は電子メールにて合意する。

第3条 利益分配

甲は、パスの実施に当たり、乙に対し、別紙1第7項に記載する方法によって算定された参加スノーリゾート／スキー場等の受取金額を、以下に定める方法により支払うものとする。

(1) 参加スノーリゾート／スキー場等の受取金額は2回に亘り支払われるものとする。

(2) 受取金額の1回目の支払いは、2023年2月末締めめの3月末日払いとする。甲は、乙に対し、同年2月末日時点の情報をベースに、別紙1第7項に記載する方法によって算出された受取金額を支払う。

(3) 受取金額の2回目の支払いは、2023年5月末締めめの6月末支払いとする。甲は、乙に対し、パスの使用期限である5月7日時点の情報をベースに別紙1第7項に記載する方法によって受取金額を算出し、その受取金額が前号で支払った金額の合計を上回った場合、その差額を支払う。(下回った場合は支払いは発生しない)

(4) 別紙1の5の商品2に記載する"1回のみレンタル発券"の有効期間は、貸し出した時間を問わず、翌日の閉店時間までに返却することとする。

第4条 情報交換

1、甲乙は、法令又は第三者との契約により、開示が制限されている情報を除き、パスの実施に必要な情報を相互に開示し合うものとする。

- 2、甲は、乙を含むパスに参加するスノーリゾート／スキー場／レンタル事業者(以下「参加スノーリゾート／スキー場等」といい、また、乙を含むパスに参加するスノーリゾート／スキー場を「参加スノーリゾート／スキー場」、パスに参加するレンタル業者を「参加レンタル業者」とそれぞれいう。なお、甲は、第三者との間で本契約と同様の契約を締結することにより、当該第三者を参加スノーリゾート／スキー場等として追加することができるものとする)から提供されたスノーリゾート／スキー場等におけるパスの利用に係るリフト券及びレンタルの発行回数に関する情報について、電磁的方法による集約を行い、乙その他の参加スノーリゾート／スキー場等のみを対象として、各参加スノーリゾート／スキー場等におけるパスの利用に係るリフト券及びレンタルの発行回数に関する情報を随時閲覧できるように管理を行うものとし、閲覧に必要なID及びパスワードその他の情報を乙に提供するものとする。
- 3、参加スノーリゾート／スキー場等に変更があった場合、甲は、乙に対し、その旨を通知するものとする。
- 4、甲乙は、本条の規定により相手方から開示された情報について、パスの実施に当たり必要な範囲でのみ使用するものとし、その他の目的で使用してはならない。

第5条 個人情報の取扱い

- 1、甲は、パスの実施にあたり必要な最小限度において、甲が取得した個人データ(個人情報保護法第2条第6項に定義されるものをいう)等を乙に提供するものとする。
- 2、乙は、前項の規定により甲から提供された個人データ等について、適用のある国内外の条約、法律、政令、省令、規則、告示、判決、決定、命令、ガイドライン等(以下「法令等」という)を遵守し、適切に管理、使用するものとする。
- 3、乙は、第1項の規定により甲から提供された個人データ等について、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、(i)パスの実施以外の目的で加工、利用、複写又は複製してはならず、また、(ii)第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。
- 4、乙は、第1項の規定により甲から提供された個人データ等の管理・使用に関して、第三者の権利を侵害(当該権利侵害を以下「本権利侵害」という)した場合、当該第三者に対して自らその責任を負うものとし、本権利侵害により甲に損害等(甲が被った損害、損失及び費用をいい、合理的な弁護士費用を含む。以下同じ)が生じた場合には、甲に対して、当該損害等を賠償する責任を負うものとする。また、乙は、本権利侵害について第三者との間で紛争が生じた場合(疑義を避けるために付言すると、甲が第三者から損害賠償その他の請求を受けた場合を含む)、乙の責任と費用負担において当該紛争を解決するものとする。

第6条 機密保持義務

- 1、甲乙は、(i)本契約の存在及び内容、(ii)パスの実施に関連する協議及び交渉の存在、経緯及び内容、並びに(iii)パスの実施に関連して本契約の締結日以前に開示されたか以後に開示されるかを問わず、また、パスの実施の過程で、開示の方法及び情報の形態を問わず、相手方当事者より開示を受けた情報(当該情報を開示する当事者を「情報提供者」といい、当該情報を受領する当事者を「情報受領者」とい

う) (以下、(i)から(iii)までの情報を総称して「秘密情報」という)について、厳にその秘密を保持するものとし、これを第三者に開示、公表又は漏洩してはならず、本契約に基づく権利の行使若しくは義務の履行又はパスの実施の目的においてのみこれを使用するものとする。但し、次の各号に定める場合において、かかる必要、要求又は承諾の限度において開示又は公表するときは、この限りではない(但し、第(1)号、第(2)号、第(3)号又は第(5)号に従い第三者に対して秘密情報を開示する各当事者は、法律上守秘義務を負担する者に対して開示する場合を除き、当該第三者をして本項に基づく自らの義務と同一の義務を負わせるものとし、当該第三者による当該義務又は法律上の守秘義務の違反(疑義を避けるために付言すれば、法律上守秘義務を負担する者による当該義務の違反を含む)は、当該当事者による本項に基づく義務の違反とみなすものとする)。

- (1) パスの実施のために秘密情報を知る必要のある、自らの役員等(取締役、執行役、監査役その他の役員及び従業員等をいう。以下同じ)に開示する場合
 - (2) パスの実施のために、自らが依頼した弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャルアドバイザー及びコンサルタント等の専門家に開示する場合
 - (3) 甲が、パスの実施のため、バルール株式会社その他パスの実施に係るシステム開発・運用を行う団体に対して開示する場合
 - (4) 適用ある法令等により開示が要求される場合(但し、開示する内容、時期及び方法について事前に情報提供者と協議を行う)
 - (5) 司法・行政機関等(裁判所、仲裁人、仲裁機関、規制機関、執行又は調査機関、監督官庁その他の国内外の司法機関又は行政機関及び金融商品取引所その他の国内外の自主規制機関を総称していう)からの命令又は要請等に基づき開示する必要がある場合(但し、開示する内容、時期及び方法について事前に情報提供者と協議を行う)
 - (6) 相手方当事者が、開示又は公表の相手方、時期、内容及び方法について、事前に書面等をもって承諾した場合
- 2、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するもの(但し、個人情報の保護に関する法律に定義される個人情報は除くものとし、前項の(i)及び(ii)に該当する情報に関しては各当事者の責に帰すべき事由によらずに公知又は一般に入手が可能となった情報に限るものとする)については、秘密情報には含まれないものとする。

- (1) 情報提供者から開示された時点で、既に公知又は一般に入手が可能となっていた情報
- (2) 情報提供者から開示された後で、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知又は一般に入手が可能となった情報
- (3) 情報提供者から開示された時点で、情報受領者が既に適法に保有していた情報(但し、その旨を情報受領者が立証し得るものに限る)
- (4) 情報提供者から開示された後で、情報受領者が正当な権限を有する本契約の当事者以外の第三者から秘密保持義務を自ら負うことなく開示された情報
- (5) 情報受領者が、情報提供者から開示された情報によらずに独自に開発した情報

第7条 反社会的勢力の排除

1、甲及び乙は、相手方当事者に対し、本契約の締結日及び将来に亘って、次の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2) 自らの役員等が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと
- (4) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
- (5) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと
- (7) 不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと
- (8) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- (9) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方当事者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方当事者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

ウ 暴力的な要求行為

エ 法的な責任を超えた不当な要求行為

オ その他前各号に準ずる行為

2、甲及び乙は、相手方当事者が前項の規定に違反した場合、何らの催告を要せずに、直ちに本契約を解除し、かつ、これにより自らが被った損害等の賠償を請求することができる。この場合、甲又は乙は、当該解除により、相手方当事者が損害等を被ったとしても、その損害等を賠償する責任を負わないものとする。

第8条 契約期間

本契約の有効期間は、契約締結日から2023年6月30日までとする。

第9条 契約解除

- 1、甲及び乙は、次の各号のいずれかの事由が発生した場合には、相手方当事者に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
 - (1) 相手方当事者が本契約の各条項の一に違反し、その違反を是正すべき旨の通知を受けた後10営業日以内にその違反が解消されない場合
 - (2) 相手方当事者につき、会社更生手続、民事再生手続、破産手続、特別清算手続その他の法的倒産処理手続(これらに類似する外国法に基づく手続を含む)又は私的整理手続の開始の申立てがなされた場合
 - (3) 相手方当事者が支払不能若しくは支払停止となった場合又は相手方当事者につき銀行取引停止処分がなされた場合
 - (4) 相手方当事者が事業の廃止又は合併によらない解散の決議をした場合
 - (5) 相手方当事者がパスの実施に係る事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡した場合
 - (6) 相手方当事者について、資産、信用、支払能力等に重要な変更が生じた場合
 - (7) 相手方当事者が社会的信用の失墜をきたすような行為を行った場合
- 2、本契約の終了又は解除は将来に向かってのみその効力を生じ、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の終了前又は解除前に本契約に基づき発生した権利及び義務は本契約の終了による影響を受けない。
- 3、本契約の終了にかかわらず、第5条第2項乃至第4項、第6条、第7条第2項、本項、次条乃至第12条その他本契約に別段の定めがある条項の効力は存続する。但し、第6条の規定は、本契約の終了後3年間に限り、その効力が存続するものとする。

第10条 損害賠償

甲及び乙は、相手方当事者について次の各号に該当する事象が生じた場合、相手方当事者に対し、自らが被った損害等の賠償を請求することができる。

- (1) 社会的信用の失墜をきたすような行為を行った場合
- (2) 本契約に違反した場合
- (3) その他本契約の履行に支障をきたす行為を行った場合

第11条 合意管轄

本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 協議

本契約に定めのない事項、又は解釈に疑義が生じた条項については、甲乙誠意をもって協議し処理、解決する。

以上、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2022年●月●日

甲 東京都台東区小島2丁目20番11小島ビル

株式会社Pioneerwork

代表取締役 後藤陽一

乙

別紙1 Earth Hopper について

- 1 サービス名: Earth Hopper (読み方:アースホッパー)
- 2 商品名: Earthhopper lite / Earthhopper Standard / Earthhopper Unlimited / Earthhopper Rental Package / Earthhopper 1 day(読み方:アースホッパー ライト/アースホッパー スタンダード/アースホッパーアンリミテッド/アースホッパーレンタルパッケージ アースホッパー ワンディ)
- 3 企画・販売: 株式会社Pioneerwork
- 4 目的: スノー業界/山岳リゾートの新しい顧客を開拓し、スノー業界を活性化すること
 - 定額で使えば使うほどお得なパスで、業界全体のスキー場訪問者数(人x回数)を増やす。
 - 2年3年と継続して購入を促し、新しいスノー業界/山岳リゾート全体のファンを育てていく
- 5 商品とその販売価格(金額はすべて税込み)

商品	商品1			商品2	商品3
	Earth hopper Lite (リフト券/利用権/割引券)	Earth hopper Stanard リフト券/利用権/割引券)	Earth hopper Unlimited (リフト券/利用権/割引券)	Earth hopper Rental Package (レンタル)	Earth hopper 1 day (リフト券)
	合計回数制限※ 7回 (各アクティビティ施設 2回まで)	合計回数制限 16回 (各アクティビティ施設 2回まで)	合計回数制限なし (各アクティビティ施設 2回まで)	合計回数制限 16回 (各アクティビティ施設 2回まで)	合計回数制限 1回 (各アクティビティ施設 1回まで)
大人定価	27,800	38,800	60,000	19,800	施設入場券定価から100円を 割り引いた金額
大人オープニング特別価格 (~7/31)	-	29,800	45,000	16,800	-
小人定価	16,800	23,300	36,000	12,000	施設入場券定価から100円を 割り引いた金額
小人オープニング特別価格 (~7/31)	-	17,880	27,000	10000	-

※(i)1日リフト券又は1日利用券の合計発行回数及び(ii)レンタル券の合計発行回数につき、(i)及び(ii)それぞれに係る制限。割引券の合計発行回数に関する制限はないものとする。

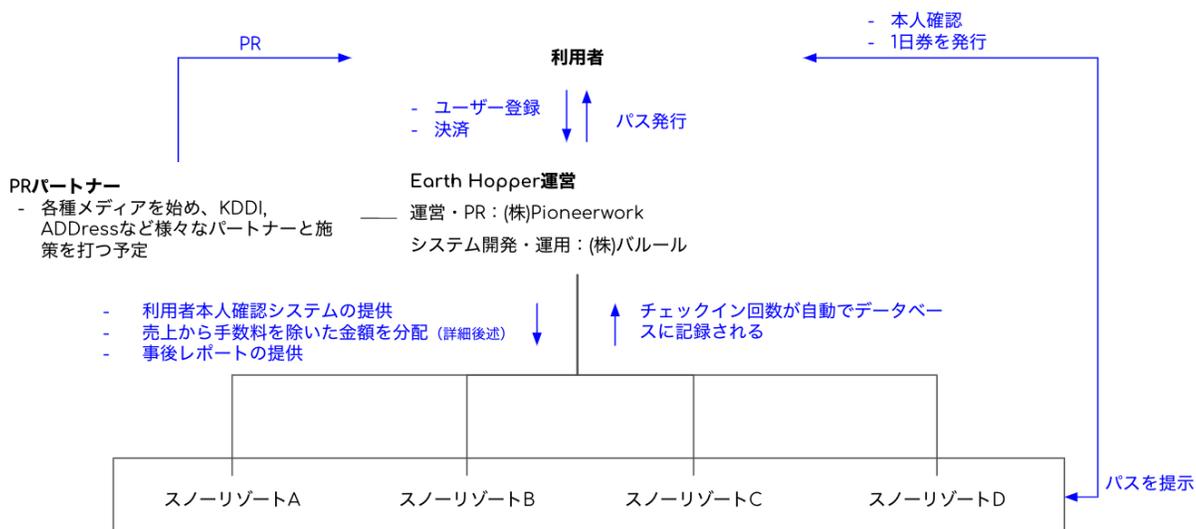
- 商品1:リフト券、利用権又は割引券

- 各参加スノーリゾート／スキー場の1日リフト券、又は各参加スノーリゾート／スキー場のマウンテンバイク、グランピング・キャンプその他の夏期のアクティビティの1日利用権若しくは割引券が、1スノーリゾート／スキー場あたり2回まで発行できるパス(1日リフト券又は1日利用券の合計発行回数につき、回数制限に服する商品と、かかる制限のない商品とが存在するものとする。なお、割引券の合計発行回数に関する制限はないものとする。)
- 使用者は1日1スノーリゾート／スキー場で1回のみ1日リフト券又は1日利用権の発行が可能であり、
 - 他人がパスを利用することは不可
 - 同日中に複数のスノーリゾート／スキー場でパスを利用することは不可とする
- 商品2: レンタル券
 - 使用者は1日1スノーリゾート／スキー場等で1回のみレンタル券発行が可能
 - レンタル券発行ができる上限は、1スノーリゾート／スキー場あたり2回まで
 - レンタルは、スキー又はスノーボードの3点セットのみで、ウェアや小物などのレンタルは不可とする
- 商品3: 1day券
 - 使用者は、購入時に選択した1スノーリゾート／スキー場の1日リフト券を1回のみ発行が可能
- 商品は上記の他にも追加される可能性がある

6 運営の座組

企画・販売元である株式会社Pioneerworkが、利用者に対してユーザー登録及び決済システムを提供し、参加スノーリゾート／スキー場等に対して利用者の本人確認システムを提供する。

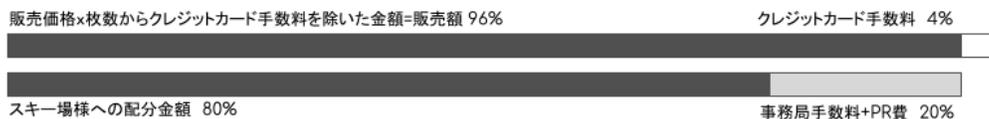
●● 本バス運営の座組



7 参加スノーリゾート／スキー場等への利益分配について

7-1 【商品1】の各参加スノーリゾート／スキー場への分配金額の決定方法

商品1は、下の図のように売上(ユーザーが決済した時点での販売価格と販売枚数を乗じた金額)の総額からクレジットカード決済手数料4%を除いた金額の80%を全ての参加スノーリゾート／スキー場への分配金額とし(当該分配金額を、7-1において「商品1分配金額総額」という)、20%を事務局手数料とPR費用とする。



各参加スノーリゾート／スキー場の受取金額は、「1日券の発行回数」と「1日券の定価」を掛け算したものを各スノーリゾート／スキー場の「ポイント」と呼び、参加スノーリゾート／スキー場のポイントの合計において、当該参加スノーリゾート／スキー場のポイントの占める割合(以下「ポイントシェア」という)を、商品1分配金額総額に乘じることで決定する。

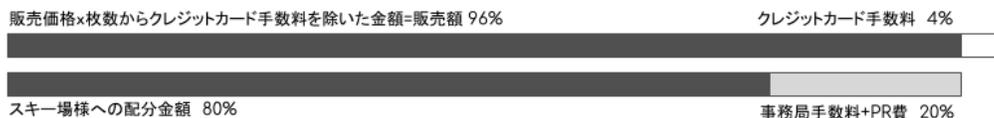
各参加スノーリゾート／スキー場の「1日券の定価」は、各参加スノーリゾート／スキー場等の公式ウェブサイトに掲載・公開されているもの(各参加スノーリゾート／スキー場のマウンテンバイク、グランピング・キャンプその他の夏期のアクティビティの1日利用権又は割引券については、当該利用権の定価として上記方法で掲載・公開されているもの)を使用するものとする。なお、パスの子供料金は小学生以下と定義されているが、各参加スノーリゾート／スキー場の子供料金の定義が異なる場合(高校生以下等)も「1日券の定価」は当該参加スノーリゾート／スキー場の規定する子供料金を適用して分配する。

(参考)商品1の収益分配例:

スキー場名	種類	発行回数	1日券の 定価	ポイント ポイント	ポイント シェア	受取金額
スキー場A	リフト券	3,390	4,000	13,560,000	14.13%	9,703,914
スキー場B	リフト券	4,860	5,200	25,272,000	26.34%	18,085,348
スキー場C	リフト券	6,650	4,800	31,920,000	33.27%	22,842,842
スキー場D	リフト券	1,122	4,800	5,385,600	5.61%	3,854,086
スキー場E	リフト券	440	6,000	2,640,000	2.75%	1,889,258
スキー場F	リフト券	10	4,300	43,000	0.04%	30,772
スキー場G	リフト券	660	4,000	2,640,000	2.75%	1,889,258
スキー場H	リフト券	3,000	4,000	12,000,000	12.51%	8,587,535
スキー場I	リフト券	480	5,000	2,400,000	2.50%	1,717,507
スキー場J	リフト券	20	4,100	82,000	0.09%	58,681
合計		20,632		95,942,600		
チケット単価		29,800				
チケット販売枚数		3,000				
売り上げ		89,400,000				
決済手数料		4%				
売上 - 決済手数料		85,824,000				
スキー場様分配割合	リフト券	80%				
商品1分配金額総額		68,659,200				

7-2 【商品2】の各参加スノーリゾート／スキー場等への分配金額の決定方法

商品2は、下の図のように売上（ユーザーが決済した時点での販売価格と販売枚数を乗じた金額）の総額からクレジットカード決済手数料4%を除いた金額の80%を全ての参加スノーリゾート／スキー場への分配金額とし（当該分配金額を、7-2において「商品2分配金額総額」という）、20%を事務局手数料とPR費用とする。



レンタルの分配金額に係る各参加スノーリゾート／スキー場等の受取金額は、全参加スノーリゾート／スキー場におけるEarth Hopperサービス利用者によるレンタル券の発行回数の合計数

において、当該参加スノーリゾート／スキー場におけるEarth Hopperサービス利用者によるレンタル券の発行回数が占める割合（発行回数シェア）を、商品2分配金額総額に乗じることで決定する。なお、参加スノーリゾート／スキー場におけるEarth Hopperサービス利用者へのレンタルを、参加レンタル業者が行う場合には、当該参加スノーリゾート／スキー場ではなく、当該レンタルを行った参加レンタル業者に対して上記の受取金額を分配するものとする。

（参考）商品2の収益分配例：

スキー場名	種類	発行回数	スキー3点セットまたはスノーボード2点セットの1日利用価格	ポイント	ポイントシェア	受取金額
スキー場A	レンタル	3,390	4,000	13,560,000	14.13%	9,703,914
スキー場B	レンタル	4,860	5,200	25,272,000	26.34%	18,085,348
スキー場C	レンタル	6,650	4,800	31,920,000	33.27%	22,842,842
スキー場D	レンタル	1,122	4,800	5,385,600	5.61%	3,854,086
スキー場E	レンタル	440	6,000	2,640,000	2.75%	1,889,258
スキー場F	レンタル	10	4,300	43,000	0.04%	30,772
レンタル業社G	レンタル	660	4,000	2,640,000	2.75%	1,889,258
レンタル業社H	レンタル	3,000	4,000	12,000,000	12.51%	8,587,535
レンタル業社I	レンタル	480	5,000	2,400,000	2.50%	1,717,507
レンタル業社J	レンタル	20	4,100	82,000	0.09%	58,681
合計		20,632		95,942,600		
チケット単価		29,800				
チケット販売枚数		3,000				
売上		89,400,000				
決済手数料		4%				
売上－決済手数料		85,824,000				
スキー場様分配割合	レンタル	80%				
商品2分配金額総額		68,659,200				

7-3 【商品3】の各参加スノーリゾート／スキー場への分配金額の決定方法

商品3は、当該各参加スノーリゾート／スキー場売上(ユーザーが決済した時点での販売価格と販売枚数を乗じた金額)の総額からクレジットカード決済手数料4%と事務局手数料4%を除いた金額を当該各参加スノーリゾート／スキー場への分配金額とする。